

議 事 録

1. 日 時 令和6年12月18日 開会 午後2時00分～

2. 場 所 西庁舎4階 監査委員室

3. 出席委員

1 番	山崎 由紀浩	2 番	寺嶋 実	3 番	中島 繁樹
4 番	山本 建樹	5 番	立花 吉廣	6 番	藤田 哲夫
7 番	池田 賢治	8 番	竹内 博之	9 番	橋本 誠二
10 番	藤田 正子	11 番	山端 昌明	12 番	村上 和義
13 番	荻野 俊明	14 番	荻野 啓司		

以上 14名

4. 欠席委員

なし

以上 0名

5. 出席推進委員

井上 廣文	水田 秀樹	田中 伸一
西海 邦雄	石井 義久	荻野 雅章

以上 6名

6. 事務局

加藤事務局長 岸本係長 宮本事務職員

以上 3名

7. 議 事

議事内容

議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと

議案第35号 非農地証明願審議のこと

議案第36号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと

報告第35号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

報告第36号 同 法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

— 山本会長が、議長に就任する —

山本議長： ただ今から第19回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、14名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

12番 村上 和義 委員

13番 荻野 俊明 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山本議長： それでは、これより「議案目録」に従い、議事を進めます。
すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は「議案」が3件、「報告」が2件です。
はじめに「議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： ― 議案を「朗読説明」する ―

山本議長： 今月は2件の申請がありました。
昨日の小委員会で現地調査をしていますので、報告をお願いいたします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。
議案第34号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。農地区分は、農振農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しないので第2種農地です。転用の期間は、永久転用です。必要な申請書類も整っており、昨日の小委員会では、「許可基準に適合しているので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくをお願いします。

山本議長： 次に2番の土地の報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、2番の土地について報告します。
議案第34号の2番の土地の位置は、現地調査図2ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。農地区分は、市街地に近い区域内にあり農地等の集団規模が10ヘクタール未満なので第2種農地です。転用の期間は、永久転用です。必要な申請書類も整っており、昨日の小委員会では、「許可基準に適合しているので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくをお願いします。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 1番の土地への進入路についてですが、2232枚の太陽光発電パネルを運ぶにあたって、周囲の土地所有者から通行承諾は取っていますか。

事務局職員： 通行承諾書の添付はあります。調査図1ページ、申請地に接する北側の道と、その東側に道があります。その道が私有地（雑種地）になっておりまして、そこから搬入する計画です。

〇〇委員： 隣接農地の所有者は同意していますか。

事務局職員： 1604番と1605番の隣接農地所有者の同意書の添付があります。

〇〇委員： この申請地は、かなり広い土地（資料1－3参照）ですので、もし雨が降った場合、水の流れはどうなるのか、教えてください。

事務局職員： 排水については、集水桝を設置する計画となっています。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： この1番の土地の耕作状況が分かれば教えてください。
転用事由及び転用の目的に「耕作することが難しい」と記載がありますが、現状はどうなっているのでしょうか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 昨日、現地調査を行いまして、申請地は畑で水がありません。所有者は、以前は野菜を作っておられましたが、非常に水の確保に苦労をされています。南の方に池がありまして、そこからポンプアップして水を確保したり、タンクを使って水を散水したり、作業が大変であったということは聞いております。現在は、保全状態です。

山本議長： 〇〇委員、よろしいでしょうか。

〇〇委員： はい。

山本議長： 他に、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請書を当委員会で許可することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。

よって「議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。ただし1番については、30アールを超える案件ですので、農地法5条第3項の規定によりひょうご農林機構へ意見照会を行い、その回答が不許可相当でなければ許可することに決定しました。

山本議長： 次に「議案第35号 非農地証明審議のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： ― 議案を「朗読説明」する ―

山本議長： 今月は、1件の証明願がありました。
昨日の小委員会で現地調査をしていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。

議案第35号の1番の土地の位置は、現地調査図3ページの表示のとおりです、現地調査の結果、土地の所在、利用状況などを確認しました。都市計画区分は、市街化調整区域です。農地区分は、農振農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しないので第2種農地です。

現地の状況ですが、山林化していました。昨日の小委員会では、森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当するので、非農地と判断して差支えないという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしく願います。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 非農地証明願の時にいつも思うのですが、耕作・管理をせず、長年放置していたら、ほとんどの場合に、非農地にできるかなと、いつも疑問に思います。農業用機械では耕起・整地はできないが、重機であれば、これくらいの木材は処分できると思うのですけれども、どうでしょうか。

山本議長： この問題は、みなさんに考えていただきたいと思います。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 仮に農地に復元しても継続して利用できるのかということも、考えてもらえればいいかと思います。

事務局職員： 昨日の小委員会では、通常の農業用機械では農地の状態に復元できず、非農地に該当しているという判断であった、と事務局としては、理解しています。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 現地の写真を見ていただいたら、広い道がついていますが、これは、付近の工事をするために業者が作った道で、もともとこんな広い道はありませんでした。耕作するのに大変でしたので、このような状況になっております。道は後からついたものですので、ご理解ください。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 昨日現場を見たときは、先程、〇〇委員が言ったように、新しい道はついたものの、下から見たところ、申請地は土手みたいになっていて、奥が高い状況でした。もともと畑というものおかしい感じがしまして、個人的な意見ではありますが、傾斜の土手地が畑になっているような状況です。農業用の機械というのは、建設用の機械ではないので、厳密に解釈したらこれでよいと思います。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 承認された後の手続きはどうなりますか。法務局や税金等の関係機関に通知はするのですか。

事務局職員： 本日の委員会で「非農地と判断」することに決定しましたら、委員会が終了した後、非農地証明書を農業委員会会長名で申請者に対して交付します。申請者は非農地証明書を持参して法務局で地目変更登記の申請をされます。畑から農地以外の何らかの地目に変更されましたら、農地法の規制が外れます。庁内の関係部署には、委員会終了後に今回の議案資料を配付していますので、税関係はじめ一定の関係部署には情報共有されます。

山本議長： 他に、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
当委員会で、非農地と判断することにご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

山本議長： 異議なしと認めます。

よって、「議案第35号 非農地証明審議のこと」は非農地と判断することに決定しました。

山本議長： 次に「議案第36号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を「朗読説明」する —

山本議長： 明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されています。

本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

山本議長： 異議なしと認めます。

よって「議案第36号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと」については、本案のとおり決定しました。

山本議長： 次に、報告に移ります。「報告第35号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第36号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山本議長： ただ今、「報告第35号」「報告第36号」の2件の報告事項につき一括して報告がありました。

それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山本議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。

これで、第19回明石市農業委員会を閉会とします。

（午後2時36分 終了）

※ 小委員会 令和6年12月17日 午後2時00分～

・出席委員

山本会長 藤田(正)委員 藤田(哲)委員 橋本委員 荻野(啓)委員

・事務局

加藤事務局長 岸本係長 宮本事務職員

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 本 建 樹

署 名 人 村 上 和 義

署 名 人 荻 野 俊 明